日本学生支援機構 貸与奨学金緊急採用・応急採用及び 給付奨学金家計急変採用の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で日本学生支援機構の奨学金貸与を希望する学生は,薬学部教務係 まで申し出てください。

- ◆連絡期限:
 - ①緊急採用・②応急採用 ⇒ 令和3年5月14日(金)まで
 - ③家計急変採用 ⇒ 令和2年8月17日(金)まで

記

1. 対象者

令和2年7月3日からの大雨による災害 に係る災害救助法適用地域の世帯の学生

2. 災害救助法適用地域及び適用日

【熊本県】八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、草北郡芦北町、草北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町

【鹿児島県】阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町 (災害救助法適用日:7月4日)

※近隣の地域で,同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し,勤務先が被災した世帯の学生も, 適用地域に準じて取り扱われます。

3. 奨学金の種類等

① 緊急採用 ⇒ 第一種奨学金 (無利子)

◆貸与始期: 2020年7月以降で申込者が希望する月

◆貸与終期:2021年3月。ただし、「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより翌年度

末(2022年3月)まで貸与継続が可能です。その後も年度末ごとに同様の継続

手続きを行うことで、修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

◆貸与月額:

| 課程 | 貸与月額 |
|----------------------|--|
| 学部 | <平成30年度以降入学者> 20,000円・30,000円(※通学区分にかかわらず選択可) 45,000円(自宅)・40,000円(自宅外)・51,000円(自宅外) <平成29年度以前入学者> 30,000円(※通学区分にかかわらず選択可) 45,000円(自宅)・51,000円(自宅外) |
| 修士・博士前期課程/専門職大学院課程 | 50,000 円・88,000 円 から選択 |
| 博士・博士後期課程/博士医・歯・薬学課程 | 80,000 円・122,000 円 から選択 |

② 応急採用 ⇒ 第二種奨学金(有利子)

◆貸与始期: 2020年4月以降で申込者が希望する月

◆貸与終期:修業年限の終了月まで

◆貸与月額:

| 課程 | 貸与月額 |
|--|--|
| 学部 | 20,000 円から 120,000 円までの 1 万円単位の金額の中から選択 |
| 修士・博士前期課程/専門職大学院課程 博士・博士後期課程/博士医・歯・薬学課程 | 50,000 円・80,000 円・100,000 円・130,000 円・150,000 円 から選択 |
| 法 科 大 学 院 | ※法科大学院のみ,上記のうち 150,000 円を選択した場合, 40,000 円または 70,000 円の増額可 |

③ 家計急変採用(給付奨学金)※学部学生のみ

◆対象: <mark>学部学生</mark>で下表 (家計急変事由 D) に該当する学生

◆給付始期:随時(家計急変事由発生日から 4 ヶ月目以降)

◆給付終期:修業年限の終了月まで

◆給付月額:

| 区分 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
|--------|--------------------|----------|
| 第 I 区分 | 29,200 円(33,300 円) | 66,700 円 |
| 第Ⅱ区分 | 19,500 円(22,200 円) | 44,500 円 |
| 第Ⅲ区分 | 9,800 円(11,100 円) | 22,300 円 |

※生活保護(扶助種別不問)を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額

急変事由

D:生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当

① 家計急変の事由A~Cのいずれかに該当

A: 生計維持者の一方(又は両方)が死亡

B: 生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、

半年以上、就労が困難

C:生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発的失業%の場合に限る。)

② 被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

※「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票(又は雇用保険受給資格者証)において、次の離職理由 コードに該当する場合をいいます。

| 1A (11) | 解雇(3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む) |
|---------|--|
| 1B (12) | 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 |
| 2A (21) | 雇い止めによる解雇(期間の定めのある雇用契約(1 年未満)を3 年以上繰り返し、 |
| | 事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき) |
| 2B (22) | 倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職 |
| 2C (23) | 期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないこと |
| | により離職した者(その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合) |
| 3A (31) | 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 |
| 3B (32) | 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職 |
| 3C (33) | 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間 12 か月以上) |
| 3D (34) | 正当な理由のある自己都合退職 (被保険者期間 12 か月未満) |